

学校法人北里研究所研究助成金規程細則

平成 2年 4月 1日制定
平成 9年 3月14日改正
平成13年 3月16日改正
平成20年 4月 1日改正
平成25年 1月 1日改正
平成25年 4月 1日改正

（趣旨）

第1条 学校法人北里研究所研究助成金規程第7条の規定に基づき、研究助成金に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

（研究助成金）

第2条 研究助成金を受け入れる予算単位の事務室等は、原則として研究助成金のうちから、その100分の10(千円未満切捨)を管理費として差し引き、研究責任者を経て研究担当者に配分する。なお、北里研究所病院及び北里大学メディカルセンターにあっては、研究助成金の一部を特別研究費に充て、部門内で使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理費が100万円を超過する場合又は当該研究助成金に特別の用途制限等がある場合は、理事長の承認を得て、当該管理費の一部を減額又は全額を免除することができる。

（細則の改廃）

第3条 この細則の改廃については、北里研究所理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。